一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十五号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
東松島市川下字内響無番地から石巻市蛇田字福村北三四番一まで	二三・五〇～二五・三〇メートル	一二・五四〇キロメートル
石巻市蛇田字道上一五九番から同市蛇田字沼向前五八番まで	五二・三〇～七四・二九メートル	一・三二〇キロメートル

四　指定する期日　平成二十七年三月三十日

○関東地方整備局告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年関東地方整備局告示第四百九号東京都市計画道路事業幹線街路環状第三号線及び幹線街路放射第二十五号線
三　事業施行期間　自平成二十年十二月二十五日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第千七百四十七号東京都市計画道路事業幹線街路環状第三号線支線一及び支線二
三　事業施行期間　自平成八年八月二十二日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第三百五号東京都市計画道路事業幹線街路環状第五の一号線、幹線街路環状第五の一号線支線一及び補助線街路第七十七号線
三　事業施行期間　自平成十五年十月二十八日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十一年建設省告示第千七百九十二号東京都市計画道路事業幹線街路環状第五の二号線
三　事業施行期間　自昭和六十一年十一月十四日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千三百八十一号東京都市計画道路事業幹線街路環状第六号線
三　事業施行期間　自平成十一年六月二十二日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都及び首都高速道路株式会社
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三百十二号東京都市計画道路事業都市高速道路中央環状品川線
三　事業施行期間　自平成十八年六月二十日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第三百二十号東京都市計画道路事業幹線街路放射第八号線